

## はじめに

わが国においては、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名した後、「障害者基本法」の改正など国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約を批准しました。

名古屋市では、このような障害者をとりまく環境の変化などを踏まえ、平成31年3月に、障害者施策の基本的方向性を定める「名古屋市障害者基本計画（第4次）」を策定し、インクルーシブな社会の実現をめざして、市民の皆様と協働して障害者施策の総合かつ計画的な推進に努めています。

このたび策定した「第6期名古屋市障害福祉計画」と「第2期名古屋市障害児福祉計画」においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」に基づき、「名古屋市障害者基本計画（第4次）」との整合性を踏まえつつ一体的に、令和5年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要なサービス見込量を定めました。

とりわけ、前計画からの引き続いての課題である、障害者の重度化・高齢化への対応を進めていくため、関係機関が連携し、各種課題に積極的に取り組んでいくほか、障害児のライフステージに沿った切れ目のないサービスを提供するため、支援体制を整えていくことが重要だと考えております。そして、障害者が希望する生活を選択できるよう、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、特にコロナ禍においては、障害者への必要不可欠なサービス提供体制を確保・維持できるよう、関係機関と連携しながら対応に努めてまいります。

計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました名古屋市障害者施策推進協議会及び専門部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

れいわ ねん がつ  
令和3年3月

なごやしちょう かわむら  
名古屋市長 河村 たかし



